クレアシオングループ

「反社会的勢力排除に関するグループ基本方針」

1. 組織としての対応

反社会的勢力との関係の遮断に組織的に対応する必要性・重要性を踏まえ、対応窓口だけに任せることなく、グループ一体となって対応します。

- 2. 反社会的勢力対応窓口による一元的な管理態勢の構築
- イ グループ内における反社会的勢力対応窓口を、クレアシオン・キャピタル㈱のコンプライアンス・オフィサーとします。本窓口において反社会的勢力に関する情報を収集・分析・一元管理し、グループ内で情報の共有に努めます。
- ロ 取り組みの実効性を確保するために、必要に応じて警察・暴力追放運動推進センタ ー・弁護士等の外部専門機関と連携します。
- ハ 反社会的勢力との取引が判明した場合及び反社会的勢力による不当要求がなされた場合等において、グループ役職員は当該情報を迅速に対応窓口に報告します。また、対応窓口は当該情報を迅速に、グループを統括するクレアシオン・インベストメント㈱の経営陣に報告します。さらに、外部専門機関のアドバイス等に基づき、役職員の安全確保に努めます。
- 3. 適切な事前審査の実施

適切な事前審査を実施するとともに、契約書等へ暴力団排除条項を導入します。

4. 適切な事後検証の実施

既存の契約の適切な事後検証を行います。

- 5. 反社会的勢力との取引が判明した場合の、解消に向けた取り組み
- イ 対応窓口を経由して迅速にクレアシオン・インベストメント㈱の経営陣に報告し、経 営陣の適切な指示のもと対応を行います。
- ロ 平素から外部専門機関と連携し、当該取引の解消を推進します。
- ハ 関係の遮断を図り、反社会的勢力への利益供与にならないよう配意します。
- ニ 資金提供や不適切・異例な取引を行いません。
- 6. 反社会的勢力による不当要求への対処
- イ 対応窓口を経由して迅速にクレアシオン・インベストメント㈱の経営陣に報告し、経 営陣の適切な指示のもと対応を行います。

- ロ 外部専門機関に相談するとともに、暴力追放運動推進センター等が示している不当要 求対応要領等を踏まえた対応を行います。特に脅迫・暴力行為の危険性が高く緊急を 要する場合には直ちに警察に通報を行います。
- ハ 必要に応じ、民事・刑事の法的対抗手段を講じます。
- ニ 当該不当要求が、事業活動上の不祥事や役職員の不祥事を理由とする場合には、速や かに事実関係を調査します。

7. 株主情報の管理

定期的かつ適切に株主情報の管理を行います。

8. 経営陣への報告(代理又は追加)

クレアシオン・インベストメント㈱の経営陣が不在の場合、又は状況に応じて対応窓口が必要と判断した場合、クレアシオン・キャピタル㈱又はクレアシオン・パートナーズの社長に報告します。